

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。
なお、その意見書は令和3年8月10日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和3年8月10日

岐阜県知事　古田　肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マーサ21（MASA21）

岐阜市正木中一丁目2番1号

2 意見の概要

岐阜市長の意見

- ・廃棄物について
- ・騒音について
- ・駐車場の安全対策について
- ・コミュニティバスの通行について
- ・都市計画法について